

「令和8年度 県産農林水産物輸出体制強化事業」 企画提案募集要領

沖縄県では「県産農林水産物輸出体制強化事業」を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

本公募は、県の令和8年度の当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力が生じます。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、もしくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

なお、本事業は令和8年から10年度の3か年を前提に公募するものです。

1. 募集の目的及び概要

沖縄県産農林水産物について海外（香港、シンガポール、新規市場（2カ国））への販路拡大及び現地での定番化を図るため、輸出品目のプロモーション、県産農林水産物の定番化促進、輸出産地支援、海外プロ人材と協力した営業及び商流の強化等の取組を実施し、県産農林水産物の安定的な輸出体制の強化を図る。

2. 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。共同企業体で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
 - (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
 - (4) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
 - (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同企業体にあたっては、それぞれ1名以上

の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

3. 応募方法等

(1) 企画提案

ア 提出期限：令和8年3月13日（金）12:00

イ 提出書類： 応募申請書 【様式1】
企画提案書及び応募書類一式【様式2～6】
(下記5. 参照)

ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 質問がある場合は、令和8年3月3日(火)12:00 までにEメールにより質問書【様式8】を提出すること。

Eメールで提出する場合は、受信確認が必要。

回答は、3月6日以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記13を参照すること。

4. 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5. 提出物

- | | | |
|----------------------|-------|-------|
| (1) 応募申請書 | | 【様式1】 |
| (2) 企画提案書 | | 【様式2】 |
| (3) 積算書 | | 【様式3】 |
| (4) 会社概要書 | | 【様式4】 |
| (5) 実績書 | | 【様式5】 |
| (6) 誓約書 | | 【様式6】 |
| (7) 共同企業体協定書（必要な場合） | | 【様式7】 |
| (8) 参考資料（必要な場合） | | |
| (9) 別途プレゼン用資料（必要な場合） | | |

※ 共同企業体の場合は、【様式4】【様式5】【様式6】については構成員ごとに作成するとともに共同企業体協定書【様式7】の写しを添付すること。

※ 【様式4】会社概要書には2期分の決算書を添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

6. 企画書等の体裁

(1) 原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式2】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

- (2) 提出は10セット（原本1部、コピー9部）
全て片面印刷とし、様式1～7の間に間仕切りを入れるが、インデックスと穴開けはしないこと。

7. プレゼンテーション審査

- (1) 日時：令和8年3月26日（木）（予定）
- (2) 場所：沖縄県庁 9階 第4会議室
- (3) 提出された提案書に基づき説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、プロジェクター等は使用不可です。
- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、各々25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う時間帯については、令和8年3月23日（月）までに連絡を行う。

8. 審査の方法

- (1) 応募数が4社以上の場合は、流通・加工推進課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、上記「2応募参加資格」はもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
（なお、今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、令和8年4月1日（水）以降にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

9. 評価基準

- (1) 基本認識
海外における県産農林水産物の販路拡大について現状や課題に関する

る基本認識やノウハウを有しているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

・本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

・提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

・事業成果の発展可能性は有しているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

・実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

10. スケジュール（予定）

令和8年	2月24日（火）	公募開始
	3月3日（火）12:00	質問締切
	3月13日（金）12:00	企画提案締切
	3月26日（木）（予定）	プレゼンテーション審査
	4月上旬	採択決定
	4月上旬	契約

11. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、上記3(1)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 1事業者（共同企業体）あたり、提案書は1件とする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

12. 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めてい

- くものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本募集要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

〈沖縄県財務規則〉

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び同法第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 カ年に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用

- 契約を締結する場合においてその性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入りに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13. お問い合わせ先、質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 販売加工戦略班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁9階)
電話番号：098-866-2255 FAX：098-862-7519
Eメール：aa048600@pref.okinawa.lg.jp
担 当：新垣、浦崎